

【平成27年4月1日適用】
【平成27年11月18日一部改正】
【平成28年7月15日一部改正】
【平成29年4月1日一部改正】
【平成30年4月1日一部改正】
【平成31年4月1日一部改正】

土壤汚染対策法に規定する 指定調査機関に係る指定等 の手引き(平成27年4月版)

Ver. 1.0

群馬県 環境保全課
放射線・土壤環境係

目 次

1. 指定調査機関制度の趣旨	1
2. 指定調査機関の役割	1
3. 指定調査機関の指定について	1
3-1 指定の基準	1
3-2 欠格条項	3
3-3 指定申請の手續及び提出書類	3
3-4 指定申請時の提出書類の内容	6
(1)指定申請書(様式1)	6
(2)添付書類	7
①定款(財団法人の場合は寄附行為)	7
②登記事項証明書	7
③申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表 及び損益計算書	7
④技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について(様式3)	7
⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し	8
⑥役員名簿(様式4(1))	9
役員略歴(様式4(2))	10
構成員名簿(様式4(3))	10
⑦土壤汚染対策法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書(様式5)	10
⑧土壤汚染対策法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを 説明した書類(様式6)	10
⑨環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報(様式7)	12
⑩事業内容に関するパンフレット等	12
⑪指定通知返送用封筒	13
3-5 指定(又は棄却)及びその通知	13
4. 指定の更新について	13
4-1 更新申請の手續及び提出書類	13
4-2 指定の更新及びその通知	14
4-3 更新を行わないことによる失効	14
5. 技術管理者について	14
(1)技術管理者の要件	15
(2)技術管理者試験	17
(3)技術管理者証の交付	17
6. 指定調査機関として行わなければならない届出	18
6-1 土壤汚染対策法第37条に基づく業務規程の届出及び業務規程変更の届出	18
(1)業務規程の記載事項	19
①土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地	19
②環境大臣が指定した指定調査機関である場合は、土壤汚染状況調査等 を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項	19
③土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項	19
④土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項	21
⑤土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項	21
⑥土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項	21

⑦	土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項	22
⑧	法第31条第2号及び第3号の基準に適合するために遵守すべき事項	22
⑨	その他業務に関し必要な事項	22
(2)	業務規程の変更	23
6-2	土壤汚染対策法第35条に基づく事業所の名称等の変更の届出	23
①	土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地の変更の届出	24
②	指定調査機関の名称、住所、代表者等の変更の届出	24
③	技術管理者に関する変更の届出	25
④	法定調査を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する変更の届出	25
⑤	役員、構成員等に関する変更の届出	25
6-3	業務の廃止の届出	26
7.	帳簿の備え付けについて（法第38条）	26
8.	指定調査機関に対する命令、指定の取消し	27
(1)	改善命令（法第36条第3項）	27
(2)	適合命令（法第39条）	27
(3)	指定の取消し（法第42条）	27
9.	指定調査機関に係る公示について	28
(1)	公示	28
(2)	環境省ホームページへの掲載	28
10.	報告及び検査等	28
(1)	報告徴収及び検査（法第54条第5項）	28
(2)	定期的な現況の把握等	29
11.	申請書・届出書の提出等	29
(1)	手数料について	29
(2)	提出方法	30
(3)	提出先及び問い合わせ担当窓口	30
①	環境大臣又は地方環境事務所の指定に係る担当窓口	30
②	群馬県知事の指定に係る担当窓口	32
（提出書類の様式及び記載例）		
・	提出書類の様式一覧、目次	33
・	提出書類の記載例一覧、目次	49

1. 指定調査機関制度の趣旨

土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められます。

そこで、土壌汚染対策法（以下「法」という。）においては、第3条、第4条、第5条及び第16条第1項で規定する土壌汚染状況調査等（以下「法定調査」という。ただし、法令上の用語は、土壌汚染状況調査等を使用しているため、法令を直接引用する場合には、混乱を避けるため、法定調査と読み替えず、「土壌汚染状況調査等」を使用している。）を実施する者については、環境大臣又は地方環境事務所長（二以上の都道府県の区域において調査を行おうとする者の場合）若しくは群馬県知事（群馬県の区域においてのみ調査を行おうとする者の場合）が指定することとしています。この指定された調査機関を指定調査機関と呼び、指定した環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事の監督等を受けることになります。

※環境省のホームページで法令をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

2. 指定調査機関の役割

指定調査機関は法定調査を実施することのできる唯一の機関です。その一方で、指定調査機関には、法定調査を求められたときに正当な理由がある場合を除き、遅滞なく法定調査を行う義務が課されています（法第36条第1項）。なお、法定調査以外の土壌の調査を行う場合は、指定調査機関の指定を必ずしも受けている必要はありません。

3. 指定調査機関の指定について

指定調査機関の指定の条件は、下記3-1の指定の基準を満たし、かつ、3-2の欠格条項に該当しない者であることです。

3-1 指定の基準

指定調査機関の指定の基準は、法第31条及び土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「指定省令」という。）において、以下の

とおり規定されています（各基準の内容の詳細は「3-4 指定申請時の提出書類の内容」参照）。

（法第31条）

環境大臣は、第3条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 1 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

【省令で定める基準】（指定省令第2条第1項、第2項関係）

＜経理的基礎に係る基準＞

- 1 債務超過となっていないこと。
- 2 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。

＜技術的能力に係る基準＞

法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていること。

- 2 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

【省令で定める基準】（指定省令第2条第3項関係）

＜基準構成員の構成＞

次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者

- 1 一般社団法人 社員
- 2 会社法第575条第1項の持分会社 社員
- 3 会社法第2条第1号の株式会社 株主
- 4 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

- 3 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

【省令で定める基準】（指定省令第2条第4項関係）

土壌汚染状況調査の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていること。

- 1 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- 2 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- 3 前二号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと

3-2 欠格条項

指定調査機関の欠格条項は、法第30条において次のとおり規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、指定を受けることができません。

(法第30条)

次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の指定を受けることができない。

- 1 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3-3 指定申請の手續及び提出書類

指定調査機関の指定の申請は、指定省令第1条第1項に基づき、指定申請書（様式1）を提出することにより行ってください。

提出先は、次のとおりです（下表参照）。

- ① 二以上の都道府県の区域において法定調査を行おうとする場合は、環境大臣又は地方環境事務所長あてになります。

1つの事業所で法定調査を行おうとする場合の申請書等の提出先は、その地域を管轄する地方環境事務所となります。

複数の事業所で法定調査を行おうとする場合の申請書等の提出先は、法定

調査を行おうとする事業所が二以上の地方環境事務所の管轄区域に跨がって所在する場合は環境大臣あてとし、環境省本省となります。一の地方環境事務所の管轄区域のみに所在する場合はその地域を管轄する地方環境事務所長あてとして、当該地方環境事務所となります。

- ② 群馬県の区域においてのみ法定調査を行おうとする場合は事業所の所在地にかかわらず、群馬県に提出してください。

地方環境事務所の管轄地域等及び提出窓口並びに群馬県の窓口については、「11. (3) 提出先及び問い合わせ担当窓口」を御参照ください。

(表) 指定調査機関の管轄行政機関

調査実施区域 事務所所在地	群馬県	二以上の都道府県
一の事業所又は二以上の事業所の所在地が全て一の地方環境事務所の管轄区域内に所在する場合	群馬県	区域を管轄する地方環境事務所
二以上の事業所の所在地が二以上の地方環境事務所の管轄区域に跨がって所在する場合		環境省本省

なお、指定を申請する際には、下記「提出書類一覧」に掲げる添付書類を併せて提出する必要があります。

また、環境大臣又は地方環境事務所長の指定を申請する場合には、指定省令第22条第1項第1号の規定する手数料（30,900円）の納付を収入印紙で納付する必要があります。群馬県知事の指定を申請する場合には、手数料（30,900円）の納付を群馬県証紙もしくは払込書で納付する必要があります。

申請書の提出部数は、正本1部です。

注1) 提出する書類は、法の仕組み及び法定調査の方法等を十分に理解している者が責任を持って作成してください。

注2) 申請を行った後、指定を受けるまでの間で、申請書等の記載内容に変更が生じる場合は、速やかにその旨を連絡し、修正等の指示に従ってください。これを怠って指定を受けた場合は、法第42条第4号に規定する不正の手段により指定を受けた場合に当たるとして、指定の取り消しを行うことがあります。

注3) 提出された指定申請書等の書類は、指定調査機関の指定の審査にのみ使用するものです。提出書類の個人情報、本人の同意が無い限り法令に基づく場合を除き、当該使用目的以外に使用や情報公開されることはありません。

<提出書類一覧>

申請の際に必要な提出書類は次のとおりです。提出漏れや書類不備がある場合、指定を行うことができない場合もありますので、申請を行う前に提出書類の内容の確認のうえ、以下の順に揃えて提出してください。

なお、このほかに手数料（環境大臣又は地方環境事務所長の指定を申請する場合は、30,900円分の収入印紙、群馬県知事の指定を申請する場合は、30,900円分の群馬県証紙）もしくは払込書で納付が必要となります。

指定申請書（様式1）

（以下、添付書類等）

- ① 定款（一般財団法人又は公益財団法人の場合は寄附行為）
(指定省令第1条第2項第1号)
- ② 登記事項証明書（申請の日において発行から3か月以内のもの）
(指定省令第1条第2項第1号)
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(指定省令第1条第2項第2号)
- ④ 技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式3）
(指定省令第1条第2項第3号、第4号)
- ⑤ 技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し

(指定省令第1条第2項第3号、第4号)

- ⑥ 役員名簿 (様式4(1)) (指定省令第1条第2項第5号)
- 役員略歴 (様式4(2)) (指定省令第1条第2項第5号)
- 構成員名簿 (様式4(3)) (指定省令第1条第2項第5号)
- ⑦ 法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書 (様式5)
(指定省令第1条第2項第6号)
- ⑧ 法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類 (様式6)
(指定省令第1条第2項第7号)
- ⑨ 環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報 (様式7)
- ⑩ 事業内容に関するパンフレット等
- ⑪ 指定通知返送用封筒 (郵送を希望する場合のみ)

※各様式の作成日付は、特段の事情がない限り統一してください。

3-4 指定申請時の提出書類の内容

(1) 指定申請書(様式1)

申請書の本体です。申請者は会社等の代表者となります。

本様式の記載内容が、法第43条第1号により行う指定後の公示の内容の基礎となりますので、誤りのないよう正確に記載してください。

なお、「土壌汚染状況調査等を行おうとする事業所」とは、技術管理者を配置し、法定調査を1つの事業所内で一貫して実施できる事業所のことです。例えば、調査依頼を受け付ける営業窓口としての機能しか有していない事業所や地歴調査のみを行う事業所、地歴調査・計画作成は行わず、試料採取のみ行う事業所は含みません。

また、環境大臣又は地方環境事務所長へ指定の申請を行う場合には、手数料相当額(30,900円)の収入印紙が必要ですが、申請書の記載内容について修正等が必要なときに、書類差し替えをお願いする場合があります。このため、指定省令様式第1の備考で収入印紙を貼付するよう記載されていますが、事前チェックで問題なしとされている場合を除き、収入印紙は貼付せずに申請受付窓口に提出してください。

群馬県知事へ指定の申請を行う場合には、手数料相当額(30,900円)の群馬県証紙が必要ですが、申請書の記載内容について修正等が必要なときに、書類差し替えをお願いする場合があります。このため、指定省令様式第1の備考で群馬県証紙を

貼付するよう記載されていますが、事前チェックで問題なしとされている場合を除き、群馬県証紙は貼付せずに申請受付窓口に提出してください。また、手数料につきましては、払込書での納付も可能です。

(2) 添付書類

- ① 定款（一般財団法人又は公益財団法人の場合は寄附行為）
(指定省令第1条第2項第1号)
- ② 登記事項証明書の原本（申請の日において発行から3か月以内のもの）
(指定省令第1条第2項第1号)
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(指定省令第1条第2項第2号)

指定の基準のうち、経理的基礎に係る基準に適合することを証明する書類です。前事業年度のものであることを確認のうえ提出してください。

なお、設立直後であり、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書が存在しない場合は、設立時における貸借対照表（損益計算書は不要）を提出するものとします。

経理的基礎に係る基準の一つは、指定省令第2条第1項第1号において、「債務超過となっていないこと」と定められています。前事業年度の決算が債務超過となっている（貸借対照表上で、資産<負債）場合は、基準に適合していないため、申請をしても指定を受けることができません。

- ④ 技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式3）
(指定省令第1条第2項第3号、第4号)

これは、指定調査機関に求められている技術的能力に係る基準（指定省令第2条第2項）を満たしていることをチェックするために提出を求めているものです。技術的能力に係る基準である「法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置」とは、具体的には、法定調査を行う事業所ごとに1名以上の技術管理者を常勤として雇用していること^{*}です。したがって、複数の事業所を設置している指定調査機関において、1名以上の技術管理者が常勤していない事業所は、指定調査機関の事業所としては届け出ることができません。

また、同一指定調査機関内では、原則として同一の技術管理者が同一調査業務の全体を管理し、業務の実施について指揮監督することとし、疾病等やむを得ない場合のみ交代できることとします。

※「技術管理者が常勤していること」

技術管理者が常勤しているためには、指定調査機関の指定を申請する者が、技術管理者を就業規則等に定める所定労働時間で雇用し、かつ、その者の人件費を全額支出しているか負担していることが必要です。

なお、他社からの出向者を技術管理者とする場合についても出向先である指定調査機関を申請する機関において、常勤していることが求められます。つまり、出向者を就業規則等で定める所定労働時間で勤務している実態があり、人件費を出向先が直接出向者に全額支払っているか、又は、負担している（出向者の人件費の全額を出向元に支払う旨の規定がある出向契約等があり、これに基づき現に出向元に支払われている額と出向者が支給されている額が一致していることを証明できる書類で確認できること）が必要となります。

（様式3）への記載は常勤の者についてのみとし、1.には選任した技術管理者の氏名、技術管理者証交付番号等を記入してください。

また、2.については、法定調査の業務を行う全事業所について、配置された技術管理者の氏名を記入してください。

⑤ 技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し

（指定省令第1条第2項第3号、第4号）

法定調査を行う事業所として届け出た事業所に配置されている技術管理者が常勤していることを証明する書類として、技術管理者本人の健康保険被保険者証の写しと直近の標準報酬決定通知書の写し（本人以外の部分は黒塗りで可）を提出してください。

なお、他社からの出向者を技術管理者とする場合については、常勤していることを証明するものとして、以下の書類を提出してください。

- ・ 出向者本人の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書[※]の写し

- ・ 出向先である申請者と出向元との間で締結された出向契約書等
- ・ 出向者本人の過去1年間分の出勤簿等
- ・ 出向者本人の過去1年間分の給与の支払明細（出向先である申請者が給与を支払又は負担^{**}していることが判るもの）

※ 「標準報酬決定通知書」とは、健康保険と厚生年金保険の加入を義務付けられている事業所が、被保険者の報酬月額等について、定められた期日までに年金事務所若しくは健康保険組合に届け出た（被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届、被保険者資格取得届）後、年金事務所若しくは健康保険組合より、「標準報酬決定通知書」として通知される書類です。（当該通知書には、過去3か月分の報酬月額が記載されているのが通例です。）詳しくは総務担当あるいは経理担当にご確認ください。

※※ 「負担」とは、出向者の給与は直接的には出向元が支払っているものの、給与相当額を出向元の請求により出向先が支払われている場合を指します。

申請者が個人事業主である場合、技術管理者が75才以上の後期高齢者に該当であるため、本書類を提出できない場合は、申請者において当該技術管理者が常勤していることを証明できるその他の書類（任意の書類）を提出し、確認を受けることとなります。

⑥ 役員名簿（様式4(1)）（指定省令第1条第2項第5号）

申請者が法人である場合は、常勤、非常勤を問わず全ての役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者）を名簿にして掲げてください。なお、役員には、会社法第575条第1項の持分会社の社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者を含みます。

様式4(1)～(3)については、それぞれの様式の記載項目等を満足する別の書類があれば、当該書類で代替しても結構ですが、その場合、様式4(2)の代替書類については、役員の記名・押印又は本人の直筆署名が必要となりますのでご注意ください。

- ・ 役員略歴（様式4(2)）（指定省令第1条第2項第5号）

「役員名簿」で掲げた全ての役員について、本様式により略歴を記載し、記名・押印又は本人による直筆署名の上、提出してください。

- ・ 構成員名簿（様式4(3)）（指定省令第1条第2項第5号）
法人の種類に応じて以下1～3の構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合を本様式により記載してください。

- 1 一般社団法人（特例社団法人及び公益社団法人を含む。）又は会社法第575条第1項の持分会社の場合は、社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は会社法上の社員であり、従業員ではありません。）
- 2 会社法第2条第1号の株式会社の場合は、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主
- 3 その他の法人の場合は、当該法人の種類に応じて、上記1～2に類するもの

なお、「構成割合」欄には、株式会社の場合は、発行済株式総数に対する割合（持株比率）及び総株主の議決権に対する割合（議決権比率）を%表示で記載してください。

- ⑦ 土壤汚染対策法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式5）

（指定省令第1条第2項第6号）

申請者が欠格条項に該当しないことを誓約する書面として提出してください。

- ⑧ 土壤汚染対策法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類（様式6）（指定省令第1条第2項第7号）

指定の基準のうち、役員等の構成やその他の体制が土壤汚染状況調査等を公正に実施する体制であることを説明する書類です。

本書類は、指定調査機関が指定を受けた後、法第37条の規定により別途作成することとされている業務規程（法定調査の業務に関する規程）において、基準に適合するよう遵守する事項を記載してください。

(指定省令第2条第3項)

法第31条第2号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 1 一般社団法人 社員
- 2 会社法第575条第1項の持分会社 社員
- 3 会社法第2条第1号の株式会社 株主
- 4 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(指定省令第2条第4項)

法第31条第3号の環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

- 1 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 2 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 3 前2号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

法第31条第2号においては、「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が法に基づく土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」と規定しており、その「構成員」については、指定省令第2条第3項で法人の種類ごとに定めてあります。

また、法第31条第3号の規定を受けた指定省令第2条第4項の規定により指定調査機関には、公正な土壌汚染状況調査を実施するための体制整備が求められています。とりわけ、指定省令第2条4項第2号の規定は、法第31条第2号の規定と相まって、法人の構成員と利害関係を有する場合に公正な調査の実施を確保するための対応方針を業務規程に設けることが求められます。

例えば、株式会社組織である者が指定調査機関の申請をする場合にあつては、以下のような内容となります。

【例示】

1. 当社の保有する土地又は汚染原因者であるおそれのある土地に関する土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等は実施しない。
2. 次に該当する場合にあっては、原則として、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等は実施しない。ただし、調査結果について当社と雇用関係等の利害関係のない技術管理者による監査により公正性が担保できる場合はこの限りでは無い。
 - 当社の株式を5%以上保有する株主が所有又は汚染原因者であるおそれのある土地
 - 当社の役員の過半数が役員を現に兼ねている他の法人が所有又は汚染原因者であるおそれのある土地
 - 会社法上の親会社・子会社、金融商品取引法上の連結会計の対象となっている法人等が所有又は汚染原因者であるおそれがある土地
3. 特定の者を不当に差別的に取り扱わないために、本社営業部及び総務部との合同コンプライアンス委員会を設置し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等についての事後審査及び苦情処理案件の調査を実施する。

⑨ 環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報（様式7）

環境省では、法定調査を行う土地の所有者等への情報提供を目的として、ホームページに掲載する指定調査機関の情報を掲載しています。

本様式により、業務を行う事業所の連絡先電話番号、業務を行う区域等ホームページ掲載用の関連情報につきまして指定を受けた群馬県又は地方環境事務所若しくは環境省本省へ提出をお願いします。

なお、ホームページ情報の確実性を保つため、掲載内容に変更がある場合（法定届出事項に該当する場合には届出義務があります。）には、その都度速やかに本様式に変更箇所を明示して提出してください。

⑩ 事業内容に関するパンフレット等

申請者が行う事業の概要把握のため、事業内容に関するパンフレット等があり

ましたら、申請の際にあわせて提出してください。

⑪ 指定通知返送用封筒

指定通知を郵送で受け取ることを希望される場合には、送付先の住所・氏名（担当部局、担当者）を記入し、140円切手を貼付した角形2号（角2）封筒を提出してください。

3-5 指定（又は棄却）及び通知

環境大臣又は群馬県知事の指定については、申請者が提出した申請書や添付書類に基づき、速やかに審査を開始し、指定（又は指定申請の棄却）の判断を行い、結果を申請者へ通知します。なお、通知の方法については、環境大臣と群馬県知事とは、異なる場合があります。

4. 指定の更新について

指定調査機関の指定は、法第32条第1項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ効力を失います。更新時期については特に連絡をいたしませんので、業務を継続される場合は十分ご注意ください。

4-1 更新申請の手続及び提出書類

指定の更新手続きは、指定省令第3条第1項の規定により、現在受けている指定の有効期間の満了の日の3か月前までに、指定の更新申請書（様式2）に初回申請時と同様の書類（詳細は「3-3 指定申請の手続き及び提出書類」参照）を添付し、その指定を受けた環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事へ申請してください。

ただし、平成27年3月31日までに環境大臣の指定を受けた指定調査機関のうち、群馬県の区域においてのみ法定調査を行うと届け出ている機関が、平成27年4月1日以降も引き続き群馬県内においてのみ法定調査を行なうこととしている場合には、平成27年4月1日以降の更新手続き等の法手続きの窓口が群馬県に変更になりますので、ご注意ください。

更新申請書（様式2）には手数料が必要です。環境大臣又は地方環境事務所長の

指定の更新を受けようとする場合には、手数料相当額（24,800円）の収入印紙をご用意ください。

群馬県知事の指定を申請する場合には、手数料相当額（24,800円）の納付を群馬県証紙もしくは払込書で納付する必要があります。

なお、前回の指定申請時に提出している添付書類の内容に変更がない場合は、その旨（例：「指定省令第1条第2項第1号及び第3号から第7号に係る書類について変更はない。」）を更新申請書の備考欄に明記のうえ、当該書類についての提出を省くことができます。

4-2 指定の更新又は棄却及びその通知

指定の更新については、申請書及び添付書類に基づき速やかに審査を開始し、指定の更新（又は指定の更新申請の棄却）の判断を行い、結果を申請者へ通知します。なお、通知方法については環境大臣と群馬県知事では異なる場合があります。

4-3 更新を行わないことによる失効

前記の更新手続きにより指定の更新を行わない場合、法第32条第1項の規定により、指定調査機関の指定は、その指定の有効期間の満了後に失効します。

5. 技術管理者について

指定調査機関は技術管理者を選任（法第33条）し、法定調査に従事する他の者の監督をさせなければなりません（法第34条）。なお、指定調査機関の指定を受けた後でも、技術管理者が選任されていない状況が判明した場合には、指定が取消しとなることがあります（法第42条第2項）（「3-1 指定の基準」参照）。

技術管理者は、法定調査を指揮・監督する立場の者ですので、調査全般にわたっての専門知識があり、調査の適切な実施及び評価が行える能力が必要なため、以下の要件を定めています。

(1) 技術管理者の要件

指定省令で定める技術管理者の要件は以下のとおりです。

(指定省令第5条第1項)

環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

- 1 第11条に規定する技術管理者試験に合格した者
- 2 次のいずれかに該当する者
 - イ 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者
 - ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
- 3 次のいずれにも該当しない者
 - イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者
 - ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 法第42条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

上記第2号（次のいずれかに該当する者）の具体的内容は以下のとおりです。

- イ 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者

「土壌の汚染の状況の調査に関する実務経験」とは、我が国において、法第2条第1項及び法施行令第1条で定める特定有害物質を1物質以上含む土壌汚染の調査について、試料採取地点の選定を含む計画の立案、調査の実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して一定の責任を持って行った経験を指します。土壌等の試料の採取や測定・分析といった、調査の作業の一部の経験では、実務経験を有することにはなりません。なお、調査の作業の一部を他社へ委託した場合でも、上記のとおり、調査の計画立案、調査実施、調査結果の評価・取りまとめを実施責任者として行ったのであ

れば、実務経験を有することとなります。

「実務経験」は、地下水調査のみ、地質調査のみなど土壌の汚染の状況の調査に関係のない調査は含みません。

「3年以上」とは、申請時において、年1回以上調査を実施した年が3回以上あり、かつ、最初に調査を行った時期から申請日まで3年間以上の期間が経過していることが必要です。

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第3条第1号イ～ハのいずれかの要件に該当する者です。

「建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの登録を受けている者（登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。）が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第3条第1号イ、ロのいずれかの要件に該当する者です。

なお、技術管理者証の申請時に、申請者本人が、実際に地質調査業者又は建設コンサルタントの登録を受けている機関に所属しているかどうかについては問われません。

ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

技術士法による第2次試験のうち技術部門を環境部門（選択科目「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士は、本要件に該当する者であると判断することとしています。

これ以外の者としては、例えば、大学の研究機関等で長年にわたり土壌汚染の調査等について研究した研究者などで、個別の審査により十分な知識及

び技術を有すると認められた者を指します。

(2) 技術管理者試験

技術管理者試験では、法定調査の業務を適確かつ円滑に遂行するための知識及び技能の有無を問うものであり、一定の基準に達し合格した者に対しては合格証書が交付されます。

試験は毎年1回実施されます。試験の期日、場所並びに受験申請に係る事項は官報公示及び環境省のホームページに掲載されます。

(3) 技術管理者証の交付

指定省令第5条第1項（上記(1)）の規定に該当する者は、所定の申請を行うことにより、技術管理者証の交付を受けることができます。

当該申請は、平成30年4月からは申請者が技術管理者試験に合格した日から3年以内^{*}にしなければならないとされています（改正後の指定省令第6条第2項）。

申請者は申請の時点で上記(1)の要件が満たされていることが必要です。このため、(1)イの3年以上の実務経験を有するためには、試験合格日より前から実務経験を積み始めることが必要です。

※平成29年度試験に合格した者が行う申請から適用されます。平成28年度までの試験に合格した者については1年以内。

技術管理者試験、技術管理者証の交付に関する手続等の詳細は、環境省土壌環境課（電話：03-5521-8321）にお問い合わせください。

(4) 技術管理者省の更新

技術管理者証の有効期間は5年です。有効期間の更新を受けたい場合は、有効期間の満了する日の1年前から満了する日までの間に環境大臣が行う講習を受講し、所定の更新手続きを行う必要があります。

なお、平成30年4月からは、技術管理者証の書換えを行いたい者が更新の際に住民票の写し等の書類を添付すれば併せて手続きを行うことが可能となりました。

6. 指定調査機関として行わなければならない届出

指定調査機関は、指定を受けた後、法及び指定省令に規定された以下の届出をする必要があります。

6-1 土壌汚染対策法第37条に基づく業務規程の届出及び業務規程変更の届出

指定調査機関は、法第37条第1項の規定により、業務規程（法定調査の業務に関する規程）を定め、法定調査の業務の開始前にこれを指定調査機関の指定を受けた環境大臣又は群馬県知事へ届け出なければなりません。具体的には、指定の通知を受けた後、速やかに業務規程届出書（様式8）とともに、業務規程1部を提出してください。届出の期限は指定の通知の際にあわせてお知らせします。

なお、業務規程の届出がないまま業務を開始した場合、法第42条第2号の規定により、指定を取り消される場合がありますので、十分に注意してください。

業務規程の記載事項については、指定省令第19条において次のように規定されており、作成にあたっては、この規定の要件に適合した内容とする必要があります。

(指定省令第19条)

法第37条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地
- 2 環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
- 3 土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項
- 4 土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
- 5 技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項
- 6 土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
- 7 土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
- 8 土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
- 9 法第31条第2号及び第3号の基準に適合するために遵守すべき事項
- 10 前各号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

業務規程の記載事項の具体的内容及び変更の届出手続等については、以下のとおりです。

(1)業務規程の記載事項

① 土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地

法定調査業務を1つの事業所内で一貫して実施することのできる事業所の名称・所在地を記載します。記載内容は、指定申請書（様式1）に記載したものと同じになります。

② 環境大臣が指定した指定調査機関である場合は、土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項

二以上の都道府県の区域で法定調査業務を行うために環境大臣の指定を受けた指定調査機関にあつては、事業所ごとに法定調査業務を行う都道府県名を記載します。群馬県の区域においてのみ法定調査業務を行うために群馬県知事の指定を受けた指定調査機関については、記載は必要ありません。

③ 土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項

指定調査機関内の法定調査業務に係る実施手順等、以下の項目について記載します。

なお、作成にあたっては「**土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン**」(新改訂版)(平成30年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)(以下「**ガイドライン**」という。)を御参照ください。

http://www.env.go.jp/water/dojo/gl_disc-qc/index.html

・業務の実施体制及び責任分担

法定調査の作業を担当する組織、調査結果を確定するための内部手続及び担当組織内での責任分担^{*}、調査の作業の一部を他者に委託等する場合にあつてはその旨及び委託する作業の内容等を規定してください。

なお、他者へ委託等することなく、自ら特定有害物質の濃度分析等の作業（計量証明の事業）を行う場合には、その旨を規定するとともに、自身が計量証明事業者（ただし、事業の区分に、土壌中の物質の濃度を含むものに限る）であることを示す「計量証明事業登録証」の写しを添付する必要があります。

【法定調査業務の一部を他者へ委託(外注)することについて】

土壌の採取作業自体は特別なものではなく一般的な作業であり、また、分析作業は、その信頼性を確保するための計量法に基づく計量証明事業者の仕組みが既に存在していることから、指定調査機関以外の者が行ってもその信頼性は確保できるため、指定調査機関が自ら全ての土壌の採取や分析を行うことを指定の要件としていません。しかし、指定調査機関が法定調査の公正性を自ら担保するためには、調査の最も重要かつ根幹的な業務である試料採取地点の選定、調査結果の評価等については、他者に委託することはできません。

なお、法定調査業務の一部（土壌の採取作業、分析作業等）を他者に委託する場合は、その旨及び委託する業務の内容について、明確に規定する必要があります。

また、採取した土壌試料中の特定有害物質の濃度に係る測定・分析を行い、その結果を証明する業務は、計量法第107条の規定により計量証明の事業の登録を受けた者（計量証明事業者）しか行うことができませんので、他者へこれらの業務を委託する場合は、必ず、計量証明事業者に委託することとし、その旨を規定する必要があります。

※ 指定調査機関内の法定調査業務に係る実施体制は、技術管理者が法定調査業務の全体を管理し、業務の実施について指揮・監督する体制である必要があります。

・調査結果への苦情等の処理体制

法定調査の依頼者などからの苦情等の受付窓口の設置や連絡体制などを規定してください。

法定調査の依頼者だけであれば、顧客対応を主とした製品管理のISO規定でも十分に対応できますが、指定調査機関に寄せられる苦情等は、法定調査対象の土地の周辺住民や地元行政機関などからも寄せられることがありますので、この点も考慮した体制に関する規定を設けてください。

・調査の瑕疵が明らかになった場合の取扱い

調査に瑕疵（不備等）が判明した場合は、早急に補足調査等を行う旨を規定してください。

④ 土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項

指定調査機関に複数の事業所を設置して、法定調査業務を行う場合には、事業所ごとに配置された技術管理者の人数を記載してください。業務規程には技術管理者の氏名まで記載する必要はありません。

⑤ 土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項

法定調査業務を公正かつ適切に行うために、業務に従事する者に対して行われる教育（講習会やセミナー、研修の受講など）について規定してください。詳細については「ガイドライン」を御参照ください。

⑥ 土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項

調査結果の通知に関する事項としては、土壌等の試料採取地点、測定結果等の調査結果の内容のほか、調査業務の一部を他者に委託した場合にあっては、委託先名及び委託した業務の内容について、調査の依頼者へ通知すべき旨等を定めることとなります。

また、指定調査機関は、法定調査の結果を都道府県知事等に報告した日から

5年間の帳簿の保存が義務づけられている（指定省令第20条第1項）ため、業務規程に保存に関する事項を定める必要があります（帳簿の内容についての詳細は「7. 帳簿の備え付けについて」参照）。

なお、平成30年4月からは、帳簿の保存方法は、紙による保存の他に電磁的記録による保存の方法のいずれかを取ることが可能となりました。帳簿の一部である法定調査の結果を電磁的記録により保存する場合には、あらかじめ業務規定にその保存形式、保存方法等を定める必要があります。

⑦ 土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項

指定調査機関として、組織的に業務の品質の管理に取り組む際の基本方針（法令遵守や技術向上、発注者への対応、社会的な貢献など）やその管理体制（内部チェックの責任者の設置等）を規定してください（詳細については「ガイドライン」参照）。

⑧ 法第31条第2号及び第3号の基準に適合するために遵守すべき事項

法定調査を公正に実施するため、法人の構成員の構成による法定調査の支障、特定の者への不当な差別、法定調査の依頼者との取引関係その他の利害関係による悪影響等を排除できるような体制の整備を求めています（法第31条第2号及び第3号）。

そこで、業務規程に公正な法定調査を実施するための対処方針、体制整備についての規定を業務規程に設けることを義務付けています（「3-4(2) ⑧土壌汚染対策法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類」参照）。

⑨ その他業務に関し必要な事項

その他、指定調査機関において必要と考える事項について定めることとなります。

なお、業務規程を定める際に社内規程を引用する場合は、業務規程の届出の際に当該社内規程の添付が必要となります。

また、当該社内規程を変更する場合（引用先の業務規程にも変更の影響が生じることとなる部分の変更に限る。）には、業務規程の変更の届出が必要となります。

注）業務規程の制定日、施行日について

業務規程には必ず制定日及び施行日を設定してください。

設定の基本的な考え方は以下のとおりですが、具体的な日付の設定にあたっては、業務規程の案を提出する際、指定を受けた環境省又は地方環境事務所長若しくは群馬県の担当窓口で相談をしてください。

制定日：指定日以降で、貴機関において業務規程を制定した日

施行日：業務規程の届出日以降で、土壌汚染状況調査等の業務を開始しようとする日

(2) 業務規程の変更

業務規程の内容を変更しようとするときは、業務規程変更届出書（様式10）に新旧の対照を明記した関連書類を添付し、変更する業務規程による業務の開始前に、届け出なければなりません。

届出がないまま変更後の業務を開始した場合、法第42条第2号の規定により、指定を取り消される場合がありますので、十分に注意してください。

なお、業務規程の記載内容には、事業所の名称や所在地、業務を行う都道府県の区域に関する事項[※]、技術管理者の配置に関する事項等が含まれているため、それらを変更する場合には上記業務規程変更届出書（様式10）とあわせて、法第35条に基づく変更届出書（様式9）を変更の14日前までに提出する必要があります。

※ 群馬県の区域においてのみ法定調査業務を行うために群馬県知事の指定を受けている指定調査機関の場合は業務規程に記載する必要がありません。

また、次に掲げる法定調査を行う都道府県の区域の変更は、変更届出事項ではなく、新たに指定を受けることが必要（詳細は「3-3 指定申請の手続及び提出書類」参照）となりますので、業務規程についても指定を受けた後に新たに届け出てください。

- ・ 群馬県の区域においてのみ法定調査業務を行うために群馬県知事の指定を受けている指定調査機関が都道府県の区域を追加する変更
- ・ 群馬県の区域とは異なる都道府県の区域のみで法定調査業務を行おうとする変更
- ・ 二以上の都道府県の区域で法定調査業務を実施している指定調査機関が群馬県の区域においてのみ業務を行おうとする変更

6-2 土壌汚染対策法第35条に基づく事業所の名称等の変更の届出

指定調査機関は、平成30年4月以降は、以下の①～⑤の事項について変更を行った場合には、法第35条に基づき、変更届出書（様式9）に新旧の対照がわかる関連書類として指定省令第1条第2項各号に定められた書類（詳細は「3-4. (2) 添付書

類」参照)のうち当該変更に係るものを添付のうえ、指定を受けた環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事に遅滞なく届出を行う必要があります。これらの変更届出を行わない場合には、法第42条第2号の規定により、指定を取り消される場合がありますので注意してください(変更届出書の提出窓口は「11.(3)提出先及び問い合わせ担当窓口」参照)。

なお、下記①、③及び④のうちの技術管理者の配置状況の変更を伴う場合(事業所に配置する技術管理者の変更に伴い、事業所に配置する人数に変更が生じる場合)は、法第37条第1項の規定に基づく業務規定の変更事項(詳細は「6-1(2)業務規定の変更」参照)にも該当しますので、当該配置状況に係る変更の届出の前に、業務規定変更届出書(様式10)による届出(変更する業務規定による業務の開始前に提出)が必要です。

① 土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地の変更の届出(法第35条)

指定調査機関が土壌汚染状況調査を行う事業所の名称又は所在地等を変更するときは変更の届出をする必要があります。本届出が必要となる具体的な場合は以下のとおりです。

- ・ 指定調査機関が事業所の名称を変更する場合
- ・ 指定調査機関が事業所の所在地を移動する場合

市町村の合併により所在地の住居表記が変更になる場合で、指定調査機関が事業所の所在地を移動するものではない場合には、本届出は不要です。

- ・ 指定調査機関が事業所を新設又は廃止する場合

事業所を新たに新設又は廃止することにともない、調査実施区域も変更になる場合には注意が必要です(詳細は「6-1(2)業務規程の変更」の※参照)。

② 指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名変更の届出(指定省令第18条第1項第1号)

指定調査機関がその氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更するときは、登記完了後の登記事項証明書(原則として履歴事項証明書)の原本等の必要書類とともに速やかに変更の届出を行ってください。

なお、本届出により代表者の変更を行ったときは、新任者の履歴(様式4

(2) 及び土壌汚染対策法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書類（様式5）も添付書類として提出してください。

③ 技術管理者に関する変更の届出（指定省令第18条第2号第3号）

指定調査機関が選任する技術管理者を変更する場合及び事業所ごとの技術管理者の配置を変更する場合には、速やかに氏名及び技術管理者証の交付番号の変更の届出を行ってください。なお、新しい技術管理者については、常勤していることを証明する書類を添付してください（詳細は「3-4(2)⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し」参照）。

④ 法定調査業務を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する変更の届出（指定省令第18条第4号）

環境大臣又は地方環境事務所長の指定を受けた指定調査機関の場合であって、事業所ごとの法定調査業務を行う都道府県の区域を変更する場合には、変更の届出が必要です。

なお、群馬県知事の指定を受けた指定調査機関は、群馬県の区域においてのみでしか法定調査業務ができないため、都道府県の区域の変更はありませんが、業容拡大、縮小等によって、法定調査業務を実施する区域を変更したい場合には、新たに指定を受ける必要があります（詳細は「(2) 業務規程の変更」の※参照）。

⑤ 役員、構成員等に関する変更の届出（指定省令第18条第1項第5号）

指定調査機関が法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合を変更するときは、様式4(1)、(2)又は(3)を添付して変更の届出をする必要があります。

なお、本届出により役員の変更を行ったときは、登記完了後の登記事項証明書（原則として履歴事項証明書）の原本、役員名簿（様式4(1)）、新任者の履歴（様式4(2)）及び土壌汚染対策法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書類（様式5）を添付書類として速やかに提出してください。

注1) 上記①、③及び④のうちの技術管理者の配置状況の変更が伴う場合

(事業所に配置する技術管理者の変更に伴い、事業所に配置する人数に変更が生じる場合)は、上記法第35条に基づく変更の届出と同時に、法第37条第1項の規定に基づく業務規程の変更事項(詳細は「(2)業務規程の変更」参照)にも該当しますので、業務規程変更届出書(様式10)による届出(変更する業務規程による業務の開始前に提出)が必要です。

注2) ②及び⑤の変更については、登記完了後、速やかに登記事項証明書の原本を提出してください。

6-3 業務の廃止の届出

指定調査機関は、法定調査業務を廃止したときは、遅滞なく、業務廃止届出書(様式11)により、その指定受けた環境大臣又は群馬県知事に届け出なければなりません(法第40条)。本届出があったときは、その旨が公示されます(法第43条第3号)。

なお、指定調査機関の指定の効力は、本届出を行った時点ではなく、届出を行う前の法定調査業務を廃止した時点で即座に失われることとなります(法第41条)。

7. 帳簿の備え付けについて

指定調査機関が実施した法定調査の結果及び内容については、帳簿に記録しなければなりません(法第38条)。また、帳簿は5年間の保存が義務づけられています(指定省令第20条第1項)。帳簿に記載する内容は以下のとおりです(指定省令第20条第2項)。なお、帳簿については省令等で様式が定まっているものではありませんので、以下の内容を記した任意の帳簿を指定調査機関において作成してください。

平成30年4月からは帳簿の保存方法は、紙による保存か電磁的記録による保存のいずれかとなりましたが、電磁的記録による保存を選択する場合は、業務規定の「土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項」について、あらかじめ業務規定の変更の届出を行ってください。

(指定省令第20条第2項)

法第38条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 土壌汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所2 土壌汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日3 法第34条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号4 前号の技術管理者の当該監督の状況 |
|--|

8. 指定調査機関に対する命令、指定の取消し

環境大臣又は群馬県知事は、その指定した指定調査機関が行う業務の信頼性確保のため、必要な命令及び指定の取消しを行うことができます。

(1) 改善命令(法第36条第3項)

指定調査機関が法定調査を行うことを求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを行わないとき、又はその方法が適当でないときは、環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事は、その指定した指定調査機関に対し、その法定調査を行うこと、又はその方法を改善することを命ずることができます。

改善命令を迅速かつ適確に命ずることができるよう、正当な理由なく法定調査を行わない、又は調査の方法が法令の基準を満たしていない指定調査機関に関する情報がありましたら、担当窓口（「11. (3) 提出先及び問い合わせ担当窓口」参照）までお寄せください。

(2) 適合命令(法第39条)

環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事は、その指定した指定調査機関が法第31条の指定の基準に適合しなくなると認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの基準に適合するために必要な措置を講ずることを命ずることができます。

(3) 指定の取消し(法第42条)

環境大臣又は群馬県知事は、その指定調査機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができます。

- ① 法第30条第1号又は第3号（欠格条項）に該当するに至ったとき。
- ② 法第33条（技術管理者の選任）、第35条（変更の届出）、第37条第1項（業務規程の届出・規程変更の届出）又は第38条（帳簿の備付け等）の規定に違反したとき。
- ③ 法第36条第3項の規定による命令（改善命令）又は法第39条の規定による命令（適合命令）に違反したとき。
- ④ 不正の手段により法第3条第1項の指定を受けたとき。

9. 指定調査機関に係る公示について

(1) 公示

指定調査機関の指定、指定の更新を行わないことによる指定の失効、指定取消、業務廃止の際には公示を行います。このほか指定調査機関が業務を廃止していることを確認した場合（例えば、登記簿で法人が解散していることを確認した場合など）にも公示を行います。具体的には環境大臣又は地方環境事務所長が指定した指定調査機関については、環境省本省ホームページ又は地方環境事務所ホームページに掲載します。群馬県知事の指定した指定調査機関については、群馬県ホームページに掲載することにより公示します。

(2) 環境省ホームページへの掲載

上記(1)のほか、環境省ホームページにおいても指定調査機関関連情報を掲載します。掲載する関連情報は、指定番号、指定した者、指定を受けた指定調査機関名、業務を行う事業所の名称・郵便番号・所在地・電話番号及び業務を行う都道府県です。これらの情報に変更がある場合は順次更新をします。

掲載URLは以下のとおりです。群馬県知事の指定した指定調査機関についても掲載しています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

10. 報告及び検査等

(1) 報告徴収及び検査(法第54条第5項)

環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事は、法第54条第5項の規定

に基づき、法の施行に必要な限度において、その指定した指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

報告を求めたのにかかわらず、報告しない場合や虚偽の報告を行った場合、又は検査を拒む等の場合は、法第67条第3号の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。

(2) 定期的な現況の把握等

上記のほか、指定調査機関における指定基準への適合状況や調査業務の実施状況等を把握するため、環境省から定期的に現況の報告をお願いしております。

本報告は、法令に基づく報告義務のあるものではなく、任意提出の報告ですが、提出されなかった場合や報告内容に疑義が発見された場合には、指定した環境大臣又は地方環境事務所長若しくは群馬県知事が必要に応じて、法第54条第5項の規定に基づく報告徴収、立入検査、法第39条の規定に基づく適合命令を行うことがあります。

11. 申請書・届出書の提出等

(1) 手数料について

環境大臣へ指定の申請又は指定の更新申請を行う場合には、下記の手数料が必要です。申請書に該当金額の収入印紙を貼付せずに別添にして御提出ください。収入印紙の金額は下記の金額であることを必ずご確認ください。金額が不足している場合でも、過大な場合でも受け付けることはできません。また、現金での支払いや日本銀行への払込による支払いは受け付けていません。

群馬県知事の指定を申請又は指定の更新申請を行う場合には、下記の手数料が必要です。申請書に該当金額の群馬県証紙を貼付せずに別添にして御提出ください。群馬県証紙の金額は下記の金額であることを必ずご確認ください。金額が不足している場合でも、過大な場合でも受け付けることはできません。なお、払込書による支払いも受け付けています。

なお、額の過不足がある場合には、申請者の負担により、申請書類を返却す

ることがあります。

(環境大臣、地方環境事務所長及び群馬県知事への申請手数料)	
・ 指定の申請	30,900円
・ 指定の更新の申請	24,800円

(2) 提出方法

環境省又は群馬県への申請書・届出書の提出方法は、下記担当窓口への郵送又は持参のどちらでも結構です。提出された書類は返却しません。

書類の審査が終了した後、申請者宛に申請結果を通知いたしますので、郵送をご希望の場合には、送付先の郵便番号、住所、名称、担当者氏名を明記し、140円切手を貼付した封筒（角形2号）を申請書及び添付書類とあわせて提出してください。

なお、郵送により指定の申請又は指定の更新申請を行う場合には、手数料に相当する収入印紙（群馬県知事に申請の場合は群馬県証紙）を同封していただくこととなりますので、不慮の事故等の不着に備えて普通郵便ではなく、簡易書留等の利用をお勧めします。

(3) 提出先及び問い合わせ担当窓口

① 環境大臣又は地方環境事務所長の指定に係る担当窓口

環境大臣又は地方環境事務所長の指定に係る指定調査機関については、土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地に応じて、環境省における担当窓口は異なります。詳しくは以下のとおりです。

担当窓口	所在地	連絡先	管轄区域
環境省水・大気環境局土壌環境課（本省）	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5521-8321	複数の地方事務所にまたがって事業所を有している場合、本省が担当窓口になります。

北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808 北海道札幌市北区8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所 環境対策課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階	022-722-2873	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま 新都心ビル18階	048-600-0815	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 新潟県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県
中部地方環境事務所 環境対策課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-955-2134	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、愛知県、 三重県
近畿地方環境事務所 環境対策課	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズ マート（OMM）ビル8階	06-4792-0703	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国地方環境事務所 環境対策課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F	086-223-1581	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県
中国四国地方環境事務所 四国事務所 環境対策課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-811-7240	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州地方環境事務所 環境対策課	〒860-0047 熊本県熊本西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階	096-322-2411	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

② 群馬県知事の指定に係る担当窓口

都道府県	担当課室	所在地	連絡先
群馬県	森林環境部環境局 環境保全課	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1	027-226-2833

※各書類の提出の宛先は、「〇〇課 指定調査機関担当」としてください。